

介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について（法定報告）

平成 29 年介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表するよう努め、これを都道府県知事に報告するものと規定された。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる事業において、①と②に対する事項に関し、次の事業を「法定報告」として報告し、大田区ホームページにて公表する。

【自己評価結果の凡例】

① 自立支援・介護予防・重度化防止

◎：達成できた ○：概ね達成できた △：達成はやや不十分 ×：達成できなかった

介護予防・健康づくり		
計画の内容	現状と課題	令和 4 年度に実施した実態調査の結果では、新型コロナウイルス感染症の影響により、約 3 人に 1 人が「運動不足により筋力や体力が低下した」と回答している。 高齢者がフレイル予防のために、自発的に元気維持・介護予防に取り組むことができるよう、各種体操教室や認知症予防講座の実施に加え、活動拠点が制限されない ICT 機器を活用して自宅でも取り組める介護予防事業の継続など、様々な取組が必要である。
	取組	フレイル予防の三要素「運動・栄養＋口腔・社会参加」を取り入れて地域活動を展開していく「おおたフレイル予防事業」を推進する。また、フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するため、介護予防の大切さを積極的に周知し、地域へ普及啓発する。
	目標	区報やホームページを通じて、介護予防・フレイル予防の取組の重要性を周知する。また、地域ぐるみのフレイル予防を推進するため、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に努める。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：フレイル予防に資する各種講座の着実な執行と受講者の拡充、フレイル予防の重要性に係る情報発信の強化への取組具合等をもって評価する。
令和 7 年度実績	実施内容	○地域の担い手の育成として講座を実施 ・フレイル予防リーダー養成講座（4 日制） 参加者 22 人（9～12 月実施） ・フレイル予防実践講座 参加者 13 人（1 回実施） ・フレイル予防専門職養成講座 参加者 50 人（2 回実施） ・フレイル予防個別支援事業者、団体向け養成講座 参加者 138 人（2 回実施） ○区報やホームページ、区設掲示板等で、フレイル予防の取組を普及啓発 ○10 月 5 日に消費者生活センターの催しでフレイル予防のパネル展を実施 ○2 月 21 日から 2 月 22 日、2 月 24 日から 2 月 27 日にかけてグランデュオ蒲田でフレイル予防のパネル展を実施
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・フレイル予防の重要性を区民に広く周知・啓発するとともに、地域ぐるみでの予防を推進するため、地域の担い手に向けた講座を実施し、フレイル予防事業の拡充を行った。 ・区の媒体のほか、前年度に引き続き、民間事業者等の協力を経て情報発信を広範に展開し、フレイル予防の重要性等について周知機会の拡大を図った。
	課題と対応策	《課題》 フレイル予防個別支援事業者・団体向け養成講座は、前年度に比べて大きく増加し、多くの方にフレイル予防の知識を届けることができ、地域への普及につながった一方、フレイル予防リーダー養成講座及びフレイル予防講座実践講座については前年度よりも参加者が減少した。 《対応策》 シニアステーションや老人いこいの家などの需要が見込まれる施設に直接働きかけを行うとともに、区報・区ホームページ・チラシなどを活用した周知を継続し、講座参加者の拡大と地域ぐるみのフレイル予防のさらなる推進をめざす。

通いの場への支援		
計 画 の 内 容	現状と課題	令和4年度の実態調査の結果では、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の7割以上の方が、自らの健康状態を「とてもよい」、「まあよい」と回答している一方で、健康の維持・増進や介護予防に取り組むにあたって、「取組の効果を感じにくく、やる気の維持が難しい」という回答が1割から2割程度見られた。 高齢者が継続的に取り組める場の創出のため、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」において、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、地域の方等と連携し、新たな担い手の育成へとつなげていく必要がある。
	取組	高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、体操教室等の介護予防事業を実施する。また、参加者の体力に合わせ、運動強度を考慮した体操教室や文化的講座などに加え、ICTを活用したリモート方式による開催など、効果的な介護予防・フレイル予防事業を推進する。 その他、地域の高齢者が担い手となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促進させ、地域とのつながりを深めて、互いに支え合う関係づくりへ発展させるために、通いの場の拡充や利用促進に向けた普及啓発を行う。
	目標	高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するための普及啓発を実施する。また、地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣する。 その他、介護予防に関わるボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を行う。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：介護予防への取組のきっかけとなる各種講座の着実な執行と受講者の拡充等をもって評価する。
令 和 7 年 度 実 績	実施内容	・介護予防普及啓発事業（元気アップ教室、リモート型フレイル予防教室等） 参加者 延65,391人 ・口から始める健康講座 参加者 延558人 ・食から実践・フレイル予防講座 参加者 延94人 ・介護予防出張健康講座 参加者 延505人 ・シニア世代の食生活講演会 参加者 延37人 ・地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 79件 ・一般介護予防事業評価事業（体力測定会等） 参加者 延2,854人 ・ボランティアポイント制度事業等 参加者 延2,007人
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・介護予防普及啓発事業について、会場や委託事業者との調整により一部の講座の定員を拡大したことで、昨年度よりも多くの方に参加してもらうことができた。 ・一般介護予防事業評価事業については、体力測定会等の事業の効果検証を行い、実施方法や内容の見直しを行ったことで、参加者数を増加させることができた。 ・通いの場の確保に資する地域介護予防活動支援事業については、介護予防に係る地域指導員をサポートする取組を継続して実施し、地域活動団体の育成、支援を行うことができた。
	課題と対応策	《課題》 介護予防普及啓発事業は、講座の種類や会場が多岐にわたるため、参加者の状況やニーズについて、広くアンテナを張り把握に努める必要がある。 《対応策》 委託事業者などと連携し、事業者の声や利用者からのアンケートを活用して、より参加者のニーズに合った講座内容を提供していく。

地域ケア会議の充実		
計画の内容	現状と課題	単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加による日常生活における支援ニーズの増加が見込まれるほか、家族形態や生活様式の多様化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化が進んでいる。 区では、令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組を進めているが、今後はこうした状況も踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らせるように支援していくことが必要である。
	取組	高齢者の在宅生活を支えるため、困難事例への対応や自立支援を目的として、関係機関と連携し課題解決を図るための地域ケア会議を開催する。また、地域ケア会議においては、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題の抽出・解決に向けた検討を行う。
	目標	地域包括ケアシステム構築の手段の一つとして、個別課題の検討から地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を多職種連携により行う地域ケア会議を実施する。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：地域の方の参画と多職種連携により、地域課題の共有と解決及び自立支援等に向けた取組を推進するため、各階層の地域ケア会議の開催（対応状況）および区レベル会議へ適切に吸い上げられて報告された内容であるかをもって評価する。
令和7年度実績	実施内容	・個別レベル会議の実施 開催：93回 / ケース件数：113件 （支援困難ケース 53回/56件、自立支援ケース 35回/49件、ケアマネ支援 6回/6件、その他 2回/2件）※2つのケースを同時に実施した会議が3回あり。 ・日常生活圏域レベル会議の実施 開催：39回 / テーマ件数：39件 ・区レベル会議の実施 開催：1回
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・個別レベル会議、日常生活圏域レベル会議は、地域包括支援センターが主催者となって適宜開催することができた。 ・区レベル会議では、令和6年度日常生活圏域レベル会議の実施状況について分析した結果を共有するとともに、令和7年度に実施した日常生活圏域レベル会議の4事例を報告し、地域課題の抽出や解決に向けた検討を実施することができた。
	課題と対応策	《課題》 区レベル会議では、個別レベル会議からの連続性を持って実施した事例報告はあったものの、全体を通して各階層が連続性を持って実施できた事例は少ない状況である。 《対応策》 各階層で連続性を持って実施することに加え、区レベル会議から各階層へフィードバックできるように、職員向けのマニュアルを作成し、地域ケア会議に携わる各職員が地域ケア会議の位置づけや役割を深められるようにする。

自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上

計 画 の 内 容	現状と課題	第9期計画期間中に団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年を迎え、今後も後期高齢者及び高齢者全体の数の増加が見込まれる中、高齢者一人ひとりが充実した高齢期を過ごすためには、介護予防・重度化防止の取組が不可欠である。 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、サービス提供事業者やボランティア、関係機関と、自立支援に向けた基本方針及び目的を共有し、また、介護予防のスキルアップを図っていくことが重要である。 高齢者の自立を尊重した支援が提供できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジメント力強化が求められている。
	取組	自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上のため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネジメント力の向上を図る。 また、「おおた介護予防応援事業」を実施し、サービス提供事業者や利用者等に対し、広く総合事業の考え方を周知し、理解を深めることにより効果的な総合事業実施につなげる。
	目標	地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図る。 また、介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰するおおた介護予防応援事業により、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図る。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：研修の実施状況（参加者数、アンケート回答等）や、第3期事業の実施状況（参加数、参加・不参加者の意見聴取等）及び優秀な取組の広報を通じた介護予防の普及啓発状況により、事業実施の実効性を評価する。
令 和 7 年 度 実 績	実施内容	・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対して、eラーニングを用いた研修動画を公開 ・総合事業ケアマネジメントマニュアルを更新 ・おおた介護予防応援事業の実施 1 第3期事業のエントリーチームによる取組の実施及び成果報告 2 各取組の評価作業（9月・11月に評価委員会を開催） 3 第3期優秀事例の表彰及び広報（区HP等で周知） 4 今後の事業展開についての検討
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・総合事業ケアマネジメントマニュアル等を更新したことに加えて、eラーニングを用いた研修動画を公開するなど、介護支援専門員等の質の向上に努めた。 ・おおた介護予防応援事業第3期の優秀上位5チームの利用者及び各事業者を表彰し、利用者や事業者の介護予防に対するモチベーションの向上を図った。 ・おおた介護予防応援事業第3期の取組報告について、有識者等による評価委員会で評価作業を行った結果、優秀上位5チームには入らなかったが優秀な取組を行ったチームが散見された。これにより、大田区の事業者に一定程度介護予防の内容や効果が浸透していることが確認できた。
	課題と対応策	《課題》 介護支援専門員において、絆サポート及び元気アップリハの認知度が低い、ケアプランに採り入れづらい状況にある。 《対応策》 介護支援専門員に対する研修の実施や、ケアマネジャー連絡会主催の研修会等に協力を通じて、総合事業（特に絆サポート、元気アップリハ）の広報活動を強化していく。

② 給付適正化

ケアプラン点検	
計 画 の 内 容	現状と課題
	取組
	目標
	目標の評価方法
令 和 7 年 度 実 績	実施内容
	評価結果・自己評価内容
	課題と対応策

・平成30年9月に「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、方針の普及啓発に取り組んでいるが、基本方針を「日々の業務で実施している」と回答した居宅介護支援事業所数は少ない。

・ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護支援事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを支援していく必要がある。

・ケアプラン点検の実施にあたっては、各居宅介護支援事業所において、管理者や主任ケアマネジャーが中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員がとむに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検する際のポイント等を習得していくケアプラン点検の仕組みを構築する。

・第9期計画期間内に、区内の居宅介護支援事業所が一巡するように、毎年60件程度のケアプラン点検を実施する。

(令和7年度事業内容)

・ケアプラン点検(書面点検)

年2回実施(前期7月、後期9月)

対象事業所数は年間50件を予定。

・グループ討議型ケアプラン点検の実施(12月開催)

(指標)

各居宅介護支援事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制が構築されること。

(令和7年度事業内容)

1年間のケアプラン点検の件数、及びグループ討議型ケアプラン点検参加者数を年度末に評価する。

(指標)

グループ討議型ケアプラン点検参加者に対し、アンケートを実施。各事業所の取組状況を確認する。

・ケアプラン点検(書面点検)

令和7年度実施事業所数 計50件(年2回実施、前期7月:26件、後期9月:24件)

・グループ討議型ケアプラン点検の実施(令和7年12月19日実施)参加者 47人

自己評価結果【◎】

・令和7年度の点検対象としていた事業所のケアプラン点検を実施できた。

・グループ討議型ケアプラン点検を通じて、好事例を共有することにより、ケアマネジャーの点検スキル及び意識向上につなげることができたと考える。

・アンケート結果では、9割を超える参加者が、「ケアプラン点検に参加し、ケアプランを作成するうえで効果があった」と回答しており、ケアプランの質の向上につながったと考える。

《課題》

ケアプラン点検に参加したケアマネジャーの多くがケアプランを作成するうえで効果があったと回答している一方で、事業所向けの調査ではケアプランを確認・点検する仕組みを構築している事業所は3割後半に留まっており、事業所内で自主的にケアプラン点検が実施されるよう支援が必要である。

《対応策》

令和8年度は、実施方法をグループ討議型ケアプラン点検から個別面談方式に見直し、ケアプラン点検を通じて得た課題やスキルが事業所内で共有される環境づくりを支援していく。

ケアマネジメントの質の向上		
計画の内容	現状と課題	- 平成 30 年度より NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としたケアプラン点検及びケアマネジャー向け研修を実施している。ケアプラン点検及び研修を通じて、居宅介護支援事業所の管理者等とともに、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築した。 - 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わる全ての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。
	取組	- 研修やケアプラン点検を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図る。 - ケアプランの質の向上を図るため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケアマネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施する。 - 研修の開催にあたり、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図る。
	目標	ケアマネジャー向け研修の実施（年間 4 回を予定）
	目標の評価方法	1 年間の研修実施状況について、年度末に評価する。
令和 7 年度実績	実施内容	令和 7 年度大田区介護支援専門員全体研修 - 実施回数 4 回 - 受講者 741 人 （研修テーマ） 第 1 回：ちょっとおかしい MCI ～ケアマネジャーの皆さんに伝えたいこと～ 第 2 回：どこまでできる？何が出来る？～成年後見制度の実際～ 第 3 回：精神疾患の対応について～家族対応に困っていませんか？～ 第 4 回：あなたのケアプラン作ります ～ペアを組んでアセスメント・プランを作ってみよう～
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 - テーマごとにオンライン研修と集合研修を変更することで、受講者の負担の軽減しつつ、より効果的に研修を実施できた。 - 現状の課題に即した多様なテーマを取り扱うことで、ケアマネジャーのケアプラン作成スキル及び意識向上につなげることができたと考える。
	課題と対応策	《課題》 ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの負担軽減をどのように両立していくが課題である。 《対応策》 令和 8 年度から新たにオンデマンド配信による研修を開始し、ケアマネジャーが任意の時間で受講できる環境を整える。引き続き、現状の課題やニーズに即した研修を実施することでケアプランの質の向上を図っていく。

要介護認定の適正化		
計画の内容	現状と課題	(認定調査) 認定調査業務の委託件数の増加に伴い、調査に従事する調査員の知識や経験も多様化している。適切かつ公平な要介護認定を行うために、一定の調査水準を確保する必要がある。 (認定審査会) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間延長の取り扱いが終了したことと、団塊の世代全てが75歳以上となることから、第9期期間では、申請件数の増加が見込まれている。適切かつ公平な要介護認定のため、認定審査会において、簡素化の継続や全国一律の基準に基づく認定の適切な実施を進めていくことが必要である。
	取組	(認定調査) 認定調査員研修の実施 (認定審査会) 審査会での模擬審査の実施、定期的なニュースレターの発行や合議体連絡会の開催等を通じた情報共有により審査会委員の基本的な考え方の共有を図るとともに、オンライン審査会の継続により安定的な審査会運営を実施する。
	目標	(認定調査) 認定調査員研修参加者数 令和6年度：280名程度、令和7年度：280名程度、令和8年度：280名程度 (認定審査会) ・審査会での模擬審査を年1回実施 ・「審査会だより」を定期発行 ・合議体連絡会をWEB参加を含め年1回開催 ・介護保険課、大森地域福祉課、調布地域福祉課においてオンライン審査会を引き続き実施
	目標の評価方法	(認定調査) 1年間の研修参加者数を年度末に評価する。 (認定審査会) 「目標」に記載した内容・回数について、実施状況を年度末に評価する。
令和7年度実績	実施内容	(認定調査) 認定調査員研修参加者数：177人 内訳 新規研修（eラーニング）：38人、現任研修（会場）：139人 (認定審査会) ・「審査会だより」を年4回発行 ・合議体連絡会 参加者数 39人（会場 13人、Web 26人） ・オンライン審査会を介護保険課、大森・調布地域福祉課で実施
	評価結果・自己評価内容	(認定調査) 自己評価結果【○】 目標の参加者数には届いていないが、アンケート結果等より、参加者からは概ね好評であった。 (認定審査会) 自己評価結果【○】 ・「審査会だより」を定期的に発行することで、審査会委員間の基本的な考え方の共有を図ることができた。 ・WEBによる合議体連絡会を実施することで、一定の参加率を維持することができている。

	（認定調査） 《課題》 研修参加者は多忙な認定調査業務の合間の時間を利用しているため、研修当日の急なキャンセルや、途中退席せざるを得ない状況が生じている。 《対応策》 適切かつ公平な認定調査を実施するため、認定調査業務の月別取扱い件数等の統計データや、研修後アンケートの回答内容を十分に分析して、より参加しやすい研修の実施方法（実施回数・時間・方法・内容等）を検討する。 （認定審査会） 《課題》 医師、歯科医師、薬剤師、施設職員など様々な職業の方に審査会委員を委嘱しており、情報共有を行うにあたり時間や手段などの制限がある。 《対応策》 適正な審査会のあり方について情報共有を進めていく必要がある。
--	--

住宅改修・福祉用具点検		
計画の内容	現状と課題	現状は住宅改修・福祉用具購入については、担当職員が申請書・見積書・図面などをもとに全件点検している。 課題としては、申請内容についてケアプランに記載のない場合も多く、「なぜ必要なのか」「どんな効果が期待できるのか」をプラン全体を通した検討が浅い。
	取組	住宅改修や福祉用具購入の申請においては、利用者の状況と申請書類の内容を勘案して点検を行い、必要に応じて事前・事後の現場確認を行う。
	目標	利用者の身体状況・居住環境を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、点検を通じてケアマネジャー等への啓発に努める。
	目標の評価方法	現場確認の結果や申請書・理由書の内容により普及啓発の結果を評価
令和7年度実績	実施内容	・住宅改修：訪問調査 10件 ・福祉用具購入：訪問調査 10件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 書類審査で疑義が生じた場合は、電話等により利用者や家族、事業所への聞き取りなどを行った。 令和7年度は、書類審査時の疑義事項について事業者への啓発を重点的に実施したことにより、申請の不備や照会件数は減少傾向にある。 なお、書類審査・照会のみでは確認が難しい案件については、訪問調査により利用者の状況の現場確認を行い、適正な給付に努めた。
	課題と対応策	《課題》 適切な給付を行うためには、利用者への支援に加え、ケアマネジャーや事業者等の関係者が制度を十分に理解していることが不可欠である。疑義照会件数は減少傾向にあるものの、いまだ制度理解が不足していると思われる事例が複数見受けられる。 《対応策》 制度理解を一層深められるよう、研修や啓発事業の充実を図る。併せて、現場確認を適宜実施し、適切な利用につながっているかを確認していく。

縦覧点検・医療突合		
計画の内容	現状と課題	現状では国保連が作成する『審査マニュアル』に基づき、毎月提供される帳票の点検を実施している。一方で、点検スキルの職員間での継承が課題となっている。
	取組	・国保連から提供される縦覧点検および医療突合情報について、全件を継続的に点検する。 ・制度改正への理解を深め、適正な給付につながるよう点検を行う。
	目標	国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票について、全件点検を継続。東京都国民健康保険団体連合会主催の「適正化に関する説明会」、「システム研修会」に参加し、担当者の知識のさらなる向上を図る。さらに、点検ノウハウを複数人体制で蓄積・継承し、点検件数の維持拡大に努める。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和7年度実績	実施内容	・縦覧点検件数 21,788 件 ・医療情報との突合 1 件 ・点検後事業所あて通知件数 93 件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 通知により、事業者の請求誤り等による返還金に繋がった。また、事業者の算定要件に対する理解が深まっている。結果として、確認対象となる件数自体が減少傾向にあると考えられる。
	課題と対応策	《課題》 同一内容の通知を複数回受ける事業所では、事業所内における周知徹底が不足していると考えられる。 《対応策》 通知文にて、通知対象月以外の点検も実施するよう促す。また、請求誤りの多い内容については、個別に通知に加えて、事業者連絡会等の場で周知等を行う。

介護給付費通知		
計画の内容	現状と課題	現状は、年に一度、利用者へ1か月分のサービス利用実績を送付している。 課題として、利用者が自ら利用した介護サービスの保険給付に対する関心が十分に高まっていないことが挙げられる。そのため、介護サービス事業所へ支払われる費用についての認識を持ってもらう必要がある。
	取組	利用者の介護保険給付についての理解を深めるとともに、事業所の適正な介護報酬請求を促進するため、取り組んでいく。
	目標	介護保険サービスの利用の内容について、「見やすく、理解しやすい」を目指した給付費通知を作成する。利用者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、より効果的な通知になるように検討する。
	目標の評価方法	利用者や事業所からの問い合わせ等により評価
令和7年度実績	実施内容	発送件数 25,897 件（令和7年10月実施）
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【○】 通知を送ることにより、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心向けることに繋がった。同封の案内文の改善にも取り組んだ。
	課題と対応策	《課題》 高齢者にもわかりやすい通知の作成が必要である。また、通知の効果がわかりづらい点が課題である。 《対応策》 案内文は改善を重ね、問い合わせに対して分かりやすい説明を行う。また、事業者にも広く周知する。

給付実績の活用		
計画の内容	現状と課題	国保連が作成する『審査マニュアル』を用いて、毎月提供される帳票を点検している。課題としては、効果的と考えられる帳票を優先的に点検し、限られた時間の中で効率的に実施できる体制とする必要がある。
	取組	・国保連から提供される適正化情報を精査し、効果の高い帳票を主に点検していく。 ・介護事業所に対して自主点検を求めるなど適正な給付をめざす。
	目標	国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用し、介護報酬の請求等に疑義のある介護事業者に対して、請求内容の自主点検を求めるとともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていく。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和7年度実績	実施内容	・点検件数 10,334 件 ・点検後事業所あて通知件数 32 件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 帳票点検の結果、疑義がある場合には、事業所へ通知文とともにヒアリングシートを送付し、状況の把握を行った。 不適切な請求が認められた場合は、回答のあったヒアリングシートの内容と相違なく再請求がなされているかを確認し、給付の適正化に努めた。
	課題と対応策	《課題》 より適正な給付となるよう有効な給付実績の活用方法を検討する必要がある。 《対応策》 研修参加や勉強会への参加を増やし、点検スキルの向上を図るとともに、習得した知見を他の担当者へフィードバックできるよう努める。